

新潟市地域公共交通会議公募委員選考委員会設置要綱

(目的)

第1条 新潟市地域公共交通会議公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する新潟市地域公共交通会議において、広く市民の意見を反映させるため、公募委員を選定する。

(協議事項)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 「新潟市地域公共交通会議委員公募要領細則」により公募委員の審査に関する事項
- (2) 選考委員会の運営方法その他選考委員会が必要と認める事項

(選考委員会の構成員)

第3条 選考委員会の委員は以下の3名とする。

- (1) 新潟市都市政策部長
- (2) 新潟市土木総務課長
- (3) 新潟市都市交通政策課長

(選考委員会の運営)

第4条 選考委員会に委員長をおく。

- 2 委員長は新潟市都市政策部長をもって充てる。
- 3 委員長は選考委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 選考委員会は原則として非公開とする。
- 5 選考委員会の庶務は、新潟市都市政策部都市交通政策課において処理する。

(選考結果の取扱い)

第5条 公募委員の選考は、「新潟市地域公共交通会議の委員の公募に関する要領」に基づき取扱う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月16日から施行する。